

# 第168期定時株主総会その他の電子提供 措置事項（交付書面省略事項）

事業報告	当社グループの現況 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主要な営業所、工場及び研究所</li><li>・ 従業員の状況</li><li>・ 主要な借入先の状況</li></ul> サステナビリティへの取り組み 会計監査人の状況 株式に関する事項 コーポレート・ガバナンスの充実・強化 業務の適正を確保するための体制 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
連結計算書類	連結株主資本等変動計算書 連結注記表
計算書類	株主資本等変動計算書 個別注記表
監査報告	連結計算書類に係る会計監査報告 計算書類に係る会計監査報告 監査等委員会の監査報告

第168期（2025年4月1日～2026年3月31日）

## 保土谷化学工業株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

# 1 当社グループの現況

## 1. 主要な営業所、工場及び研究所（2026年3月31日現在）

### (1) 当社

本社	東京都港区
営業拠点	大阪支店（大阪府大阪市）
生産拠点	郡山工場（福島県郡山市）、横浜工場（神奈川県横浜市）、南陽工場（山口県周南市）
研究所	筑波研究所（茨城県つくば市）
海外拠点	台北駐在事務所（台湾 台北市）

### (2) 主要な子会社

#### 国内

桂産業(株)	本社 営業拠点	東京都港区 名古屋営業所（愛知県名古屋市）、大阪営業所（大阪府大阪市）
保土谷建材(株)	本社 営業拠点 研究所	東京都港区 東京支店（東京都港区）、大阪支店（大阪府大阪市）、 札幌営業所（北海道札幌市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、 福岡営業所（福岡県福岡市） 開発研究所（神奈川県横浜市）
保土谷コントラクトラボ(株)	本社	茨城県つくば市
保土谷ロジスティックス(株)	本社 営業拠点	東京都港区 郡山営業所（福島県郡山市）、横浜営業所（神奈川県横浜市）、 南陽営業所（山口県周南市）
保土谷UPL(株)	本社 研究所	東京都港区 筑波研究所（茨城県つくば市）
保土谷アグロテック(株)	本社	東京都港区

## 国外

HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A.) , INC.	本社	アメリカ合衆国 ニューヨーク州
SFC CO., LTD.	本社 生産拠点 研究所	大韓民国 忠清北道 大韓民国 忠清北道 大韓民国 忠清北道
HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO., LTD.	本社 研究所	大韓民国 忠清北道 大韓民国 忠清北道
保土谷（上海）貿易有限公司	本社	中華人民共和国 上海市
HODOGAYA CHEMICAL EUROPE GmbH	本社	ドイツ デュッセルドルフ市

※2025年7月1日付で、REXCEL CO., LTD.は、SFC CO., LTD.と合併いたしました。

## 2. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### (1) 企業グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比
機能性色素	443名	1名減
機能性樹脂	97名	5名増
基礎化学品	74名	1名増
アグロサイエンス	40名	1名増
物流関連	40名	1名増
その他	16名	—
全社 (共通)	236名	3名減
合計	946名	4名増

女性管理職比率	13.0%
男性育児休業取得率 (単体)	84.6%
男女間賃金格差 (単体)	79.7%

### (2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
477名	1名減	41.5歳	16.8年

※平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第2位を四捨五入しております。

## 3. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,077百万円
農林中央金庫	1,575百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,129百万円
株式会社東邦銀行	1,006百万円
株式会社山口銀行	940百万円

## 2 サステナビリティへの取り組み

### ▶基本的な考え方

当社グループは、2021年度から開始している、中期経営計画「SPEED 25/30」のVISION（目指す企業像）を「スペシャルティ製品を軸としたオリジナリティにあふれるポートフォリオと環境に優しいモノづくりで、持続可能な社会の実現に貢献する企業」とし、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を重要な経営課題であると位置づけております。

「PURPOSE（経営理念）」「VISION（目指す企業像）」に従い、中長期的に持続可能な地球・社会の実現に向けた責任を果たすため、「経済利益の追求と社会課題の解決を両立させ、全てのステークホルダーに価値を提供する」ことを基本とし、サステナビリティ活動を積極的に推進しております。

TCFDの提言に対しては、化学企業として気候変動に真摯に向き合い、その取り組みを推進し、積極的な開示に努めてまいります。

### ▶ガバナンス・リスク管理

#### 【サステナビリティ推進委員会】

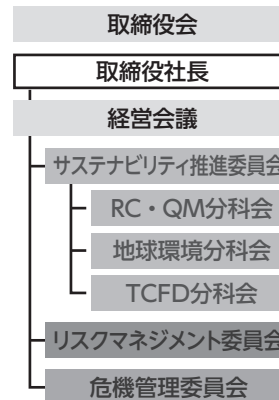
- ・当社の「経営理念」、「企業行動指針」に従い、持続可能な地球・社会の実現に向けた責任を積極的に推進していくための委員会組織です。
- ・その下部組織として、レスポンシブル・ケア活動を推進する「RC・QM分科会」に加え、地球環境の保護・改善に関する活動を推進する「地球環境分科会」、TCFD提言に対応した活動を推進する「TCFD分科会」を設置しております。
- ・委員会、分科会での討議内容は、取締役会及び経営会議に付議・報告し、経営陣が一体となって取り組んでおります。

#### 【リスクマネジメント委員会】

- ・全社的なリスク認識・評価、リスク軽減策を討議しております。
- ・「TCFD分科会」で進める気候変動に関するリスクと機会の認識及びその対応についても、リスクマネジメント委員会の中で「環境リスク」として、討議しております。
- ・委員会での討議内容は、取締役会及び経営会議に付議・報告しております。

#### 【危機管理委員会】

- ・当社グループの「経営危機」についての情報を一元管理し、リスクレベル毎での対応策の決定、指示、実施、再発防止策の策定及び対外発表の検討と実施を実行しております。







## ▶戦略・リスク分析

### 【戦略】

中期経営計画「SPEED 25/30」の事業戦略「新たなポートフォリオへの展開」を進めることで、生産量は増加が見込まれますが、2030年を見据えた長期的な視点で予測されるリスクをTCFDのリスクカテゴリーに分類し、気候シナリオ分析を実施し、解析結果から、移行リスクと物理的リスクへの対応と機会について、新たな取り組みを推進しております。

### 【移行における主な事業機会】

セグメント	機会
機能性色素 	▶ アルミ着色用染料 - 環境対応型製品の開発による販売の拡大 ▶ バイオ事業 - PCR診断用材料から医療用への展開
機能性樹脂 	▶ PTG (ウレタン材料) - バイオ化によるグリーンケミストリーの推進
基礎化学品 	▶ 水素 - 水素社会到来による事業機会の拡大
アグロサイエンス 	▶ 過酸化水素・誘導品 - 農業資材分野への用途拡大

## ▶気候変動への対応について

当社が排出する温室効果ガス（GHG）のほとんどが、二酸化炭素です。2024年度のGHG排出量は、3.17万 t-CO<sub>2</sub>です（SCOPE1※1+SCOPE2※2）。今後、生産量増加が見込まれる中、2030年度を見据えた長期的視点で緩和と適応の両面から気候変動対応に取り組みます。

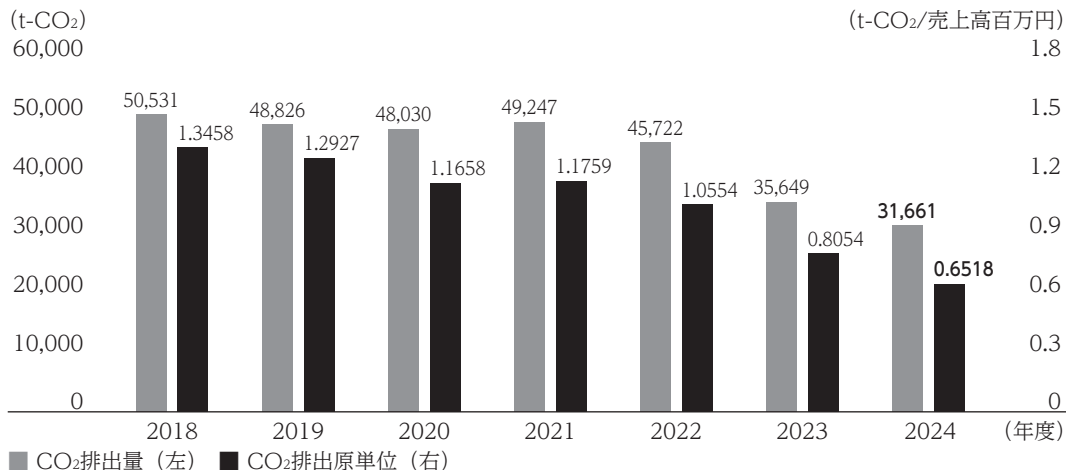
二酸化炭素排出量削減を促進するため、炭素排出量に対して、価格付けを行う、ICP（Internal Carbon Pricing）についても、2022年度から導入を開始しております。

低炭素社会に向けた気候変動対応として、投資を後押しできる体制としております。

※1 SCOPE1：直接排出量

※2 SCOPE2：エネルギー起源間接排出量

## ●CO<sub>2</sub>排出量

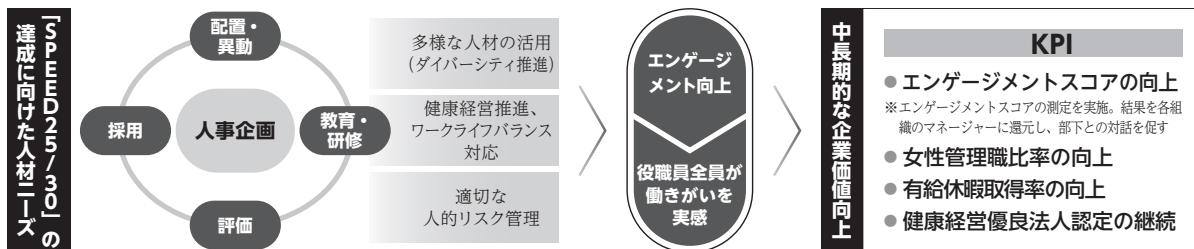


## ▶CO<sub>2</sub>排出削減のロードマップ

		2030年 目標達成に向けて実行	2050年 水素社会の到来とカーボンニュートラルへの挑戦
<b>技術イノベーションの推進</b>	プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネの取り組み</li> <li>プロセス改良による高効率化の推進</li> <li>廃熱回収 (ヒートポンプ) の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水素プラントCO<sub>2</sub>回収・利用検討</li> <li>グリーン水素外部調達</li> </ul>
自社の生産活動に伴う排出 (SCOPE1)	蒸気ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネの取り組み</li> <li>廃熱の積極的利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン水素外部調達</li> <li>燃料転換 (LNG→水素)</li> <li>全工場 水素専焼ボイラー導入</li> <li>コージェネ導入 (水素混合→水素専焼)</li> </ul>
<b>再エネ利用拡大</b>	電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>創エネの取り組み</li> <li>再生可能エネルギー導入</li> <li>省エネの取り組み</li> <li>高効率化の推進</li> <li>再生可能エネルギー利用のCO<sub>2</sub>フリー電力に段階的に切り替え</li> </ul>	
外部購入エネルギー (SCOPE2)			
<b>ICP制度の活用</b>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICP制度の推進</li> <li>照明設備のLED化を継続</li> <li>トップランナー機器導入を継続</li> <li>保温材、トラップの適正管理による放熱ロス削減</li> <li>効率運転</li> </ul>	
省エネルギーで日常改善			

## ▶人材戦略

価値創造の担い手である人材を最大限に活かして、中長期的な企業価値向上につなげるには、人的資本の拡充が重要と考えております。具体的には、成長意欲・挑戦意欲・革新志向を持った「自ら学び考え行動できる人材」の採用・育成を推進すべく、企業価値向上と連動した人事企画に基づき、下図の人事サイクルを着実に遂行しております。「SPEED25/30」では、このサイクルの遂行により、「エンゲージメント向上」を図り、「役職員全員が働きがいを実感できること」の達成を戦略目標としております。



## ▶指標と目標

当社グループは、中期経営計画「SPEED 25/30」で、非財務目標として「エネルギー原単位の削減」「二酸化炭素排出量の削減」「産業廃棄物発生量の削減」を掲げており、を掲げており、地球環境分科会にて検討の上、サステナビリティ推進委員会で議論を実施し、取締役会・経営会議にて進捗を確認しております。

### 経営目標（非財務目標、KPI）

連結	2025年度実績	2025年度経営目標（当初）
エネルギー原単位(※1)	0.457kl 売上高・百万円当たり	0.606kl 売上高・百万円当たり
二酸化炭素排出量原単位(※1)	0.387t-CO <sub>2</sub> 売上高・百万円当たり	0.868t-CO <sub>2</sub> 売上高・百万円当たり
産業廃棄物発生量(※1)	2,758t（前期比 318t減）	前年度発生量以下
ESG評価スコア（FTSE Russell 評価）	3.5（2024年度実績）	3.7
エンゲージメントスコア	—	スコアの段階的向上
女性管理職比率	13.0%	13.0%

（※1）は、2026年5月15日現在の推定値です。確定数値は、本年度発行の統合報告書で開示予定です。

### 3 会計監査人の状況

#### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(注)当社の会計監査人であった太陽有限責任監査法人は、2025年6月26日開催の第167期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

※当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

※監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

※当社の重要な子会社のうち、SFC CO.,LTD.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に問題がある場合等、会計監査人の変更が必要であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 4 株式に関する事項

### 1. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,827,452株  
(自己株式551,730株を含む)

(注)2025年4月1日付で実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は20,000,000株増加し、発行済株式総数は8,413,726株増加しております。

- (3) 株主数 6,939名  
(前期末比 1,110名減)

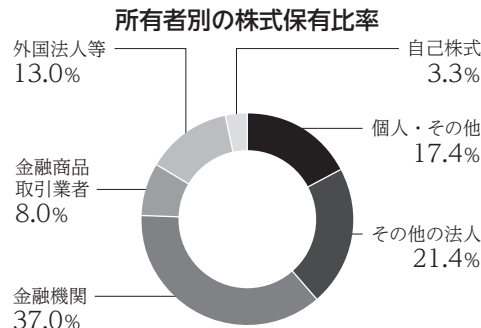
### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,580,700株	9.7%
東ソー株式会社	1,400,000株	8.6%
松井証券株式会社	895,200株	5.5%
日本証券金融株式会社	711,314株	4.4%
株式会社みずほ銀行	597,408株	3.7%
農林中央金庫	454,860株	2.8%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	369,606株	2.3%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	349,100株	2.1%
明治安田生命保険相互会社	329,070株	2.0%
株式会社東邦銀行	296,798株	1.8%

※当社は、自己株式(551,730株)を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式は含んでおりません。

※株式会社日本カストディ銀行(信託E口)の所有株式369,606株は、業績連動型株式報酬(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)の導入に伴う当社株式であります。

※持株比率は、自己株式を控除して計算しております。



## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	12,800	1

## 2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 5 コーポレート・ガバナンスの充実・強化

### ▶ 基本的な考え方

当社グループは、スペシャリティ製品を軸としたオリジナリティにあふれるポートフォリオと環境に優しいモノづくりで、持続可能な社会の実現に貢献する企業を目指し、株主様・お客様・お取引先様・地域社会・全役職員等、幅広いステークホルダーの価値創造に配慮し、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献し、経営の健全性・適法性・効率性を確保・向上させることを最重要課題の一つと位置づけ、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

### ■コーポレート・ガバナンス強化の取り組み

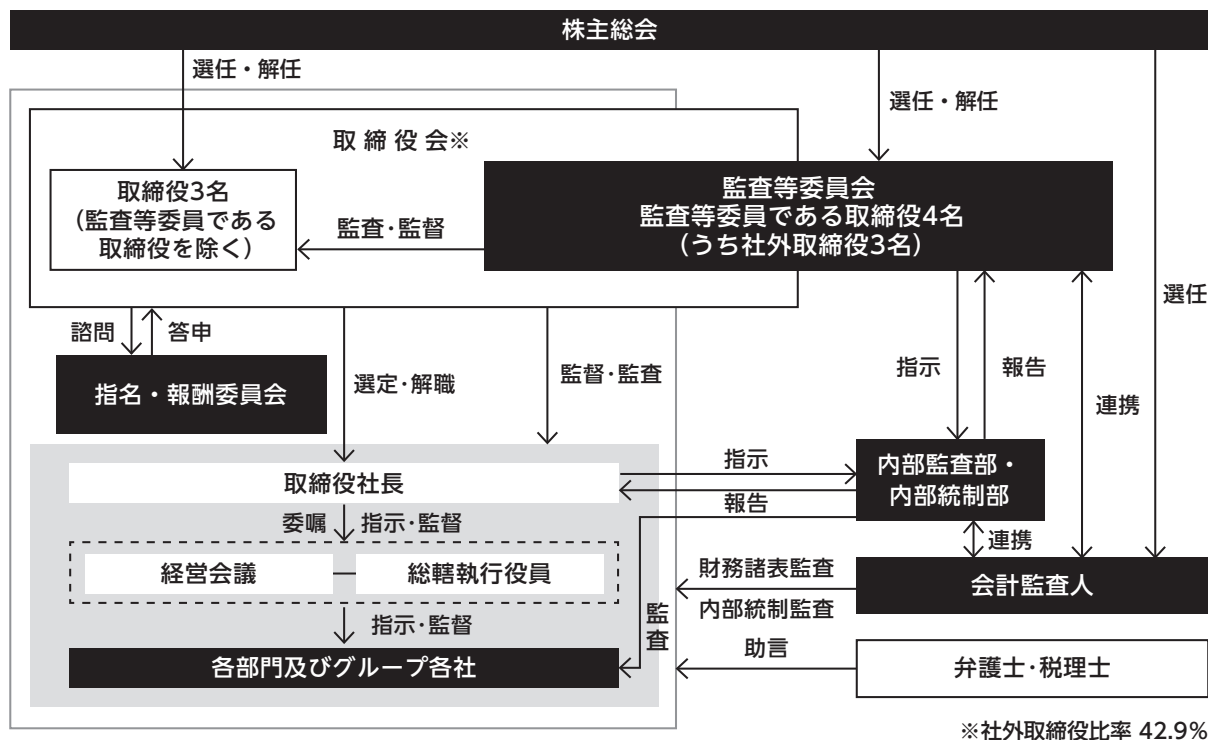
2003年	6月	執行役員制度の導入
2004年	3月	役員退職慰労金制度廃止
2006年	5月	内部統制基本方針制定
2006年	11月	内部統制室(現内部統制部)の新設
2013年	6月	社外取締役の登用開始
2015年	6月	監査等委員会設置会社に移行
2016年	7月	株式報酬制度の導入
2018年	1月	新たな経営体制に移行
2019年	6月	指名・報酬委員会設置
2021年	3月	改正会社法対応
2021年	5月	取締役会スキルマトリクス公表
2023年	5月	取締役会スキルマトリクス見直し
2023年	6月	女性社外取締役選任
2024年	6月	女性執行役員登用
2025年	6月	会計監査人交代

### ■コーポレート・ガバナンス体制一覧

機関設計	監査等委員会設置会社
取締役会※の議長	取締役社長
取締役の人数	7名
うち社外取締役の人数	3名(42.9%)
うち女性取締役の人数	1名
うち監査等委員である取締役の人数	4名
監査等委員会の委員長	社内取締役
監査等委員会の人数	4名
うち社外取締役の人数	3名
任意の委員会	指名・報酬委員会
指名・報酬委員会の委員長	社外取締役
指名・報酬委員会の人数	5名
うち社外取締役の人数	3名
取締役の任期	1年(監査等委員である取締役は2年)
執行役員制度の採用	あり
業績連動報酬制度の導入	短期業績連動及び中長期業績連動あり
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人

※ 取締役会は、迅速かつ機動的な企業経営を実現するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を取締役社長に委任しております。

■コーポレート・ガバナンス体制図



●株主総会

当社は、株主様・投資家様に対して、法定開示・適時開示を適切に行うだけでなく、自らの経営戦略等の情報を積極的に提供し、株主様との双方向の建設的な対話を促進し、持続的な成長と企業価値の向上に資する、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図っております。

具体的には、株主様が株主総会に参加しやすいよう、集中日を回避した開催や招集通知の早期開示・英文化、電子行使（スマート行使）利用及び議決権電子行使プラットフォーム利用等、運営を工夫しております。

## ●取締役会

取締役会は、多様な意見に基づく十分な審議と迅速かつ合理的な意思決定ができるよう、当社が求める豊かな経験と素養を満たした、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役との合計7名の取締役ににより構成しております。社外取締役の比率は、42.9%となっております。

当社は、取締役の選任を最重要課題の一つと位置づけ、取締役会において、社内取締役候補者及び社外取締役候補者の選任基準を定め、指名・報酬委員会での審議を踏まえ、次期最高経営責任者を含め、取締役候補者の選任を決議することとしております。

取締役の選任基準については、社内取締役には、経営者に相応しい人格、豊かな経験と素養を有すること等を定め、社外取締役には、豊かな経験を培い、経験と知見を有すること等を定めております。

当社では、取締役としての資質を欠く場合や著しい業績不振を招いた場合には、解任の事由に相当することがあるものとします。

取締役候補者の選任理由については、当社ウェブサイトに掲載している株主総会参考書類において、経歴等を公表しております。

取締役会スキルマトリクスについては、中期経営計画「SPEED 25/30」達成の観点から、以下7スキルを選定しております。

なお、2023年5月には一部見直しを行った上で、企業経営での戦略における人的資本に関する重要性の高まりの観点から「人材戦略」を追加しております。

－会社としての基本機能を果たすためのスキル4つ：

「企業経営」「法務・リスクマネジメント」「財務・経理」「人材戦略」

－運営の要としている三位一体（研究開発・生産・販売）に対応したスキル2つ：

「事業戦略」「研究開発・技術・生産」

－事業フィールドがクロスボーダーにわたっていることに対応したスキル1つ：

「国際性」

氏名	性別	企業経営	法務・ リスクマネジメント	財務・経理	人材戦略	事業戦略	研究開発・ 技術・生産	国際性
松本 祐人	男性	●			●	●	●	●
横山 紀昌	男性	●				●	●	●
佐藤 伸一	男性	●	●	●	●			
松野 眞一	男性	●			●	●	●	
坂井 眞樹(社外)	男性				●	●	●	●
藤野 しのぶ(社外)	女性	●	●		●			
松永 明(社外)	男性		●	●		●		●

※社外取締役ににつきましては、「社外」を表示しています。

※各人に特に期待する分野を記載しています。各人の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

## ●監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、重要会議への出席や当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対して適時適切な報告を求めることにより、取締役、執行役員の職務執行の適法性、会社業務の適正性、内部統制、財務状況等についての監査を実施しております。また、会計監査人と連携をとり、監査業務に関して必要に応じた対応を行っております。

## ●指名・報酬委員会

当社は、指名・報酬等に関する、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占めるとともに独立社外取締役が委員長である、任意の指名・報酬委員会を、2019年6月に設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役5名（うち独立社外取締役3名）で構成されており、以下事項について審議し、取締役会に報告を行い、取締役会は、報告内容を尊重することとします。

- ・取締役の選任・解任と代表取締役及び役付取締役の選定・解職に関する方針
- ・株主総会に付議する取締役の選任・解任に関する議案
- ・取締役会に付議する代表取締役及び役付取締役の選定・解職に関する議案
- ・取締役の報酬等の決定に関する方針
- ・株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案
- ・その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

## ▶ 当事業年度における取締役会、監査等委員会、指名・報酬委員会の活動状況

### 取締役会

当事業年度の取締役会では、第167期定時株主総会に関する事項及び四半期毎の決算・決算短信、半期報告書、有価証券報告書の承認等を審議いたしました。戦略的な取り組みとして、海外企業の買収に関する議案及び最終契約締結の承認を審議するとともに、関係会社の上場準備に向けた検討状況について報告を受けました。

また、執行部門から、中期経営計画「SPEED 25/30」の進捗状況のモニタリング結果について定期的に報告を受けるとともに、次期中期経営計画の策定に向けた方針やサステナビリティ推進に関する状況等について報告を受けました。社外取締役からも、豊富な経験に基づき、客観的かつ専門的な視点から有益な指摘・意見が述べられ、取締役会全体として、適時・適切に情報共有がなされ、多様な視点から議論を行いました。

### 監査等委員会

当事業年度の監査等委員会では、会計監査人の選任、会計監査人の監査報酬の同意、監査計画、監査等委員職務分担、会計監査人の監査報告書に関して、審議いたしました。また、内部統制及び内部監査の状況、リスクマネジメント委員会でのリスク認識やリスク軽減策、関係会社の監査状況等の報告がなされました。

## 指名・報酬委員会

当事業年度における指名・報酬委員会では、主に以下について答申または意見陳述を行いました。定時株主総会の取締役選任議案について、各候補者の経歴、スキルを確認し、提案内容が妥当であることを答申いたしました。監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬に関して、国内主要企業との比較検討の上、取締役の報酬等の決定に関する方針に沿うもので妥当であることを答申いたしました。執行役員、部門長、関係会社社長の選任にあたり、各候補者の詳細な経歴を確認し、また面談を行い、提案内容が妥当であることを意見陳述しました。

### ●執行役員 .....

当社の執行役員制度は、①経営の効率化、②その効果としての意思決定の迅速化、③機能の特化、④監督・監視機能の強化、⑤経営の強化を狙いとして導入し、取締役社長は、その狙いに合致した執行役員を選任し、主たる部門の執行にあたらせております。

### ●会計監査人 .....

当社は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任し、同監査法人より会計監査だけでなく、内部統制監査等を通じて、正確・公正な実務処理に関する助言も得ております。

### ●内部統制部 .....

当社は、内部統制部を設置し、会社法及び金融商品取引法で要求される当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況を継続的に確認・評価し、現存する業務上のリスクが許容レベル以下に保たれるように図っております。また、内部統制部はコンプライアンスとリスクマネジメントも担当し、当社グループ全体の内部統制水準を維持・強化するとともに、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するための諸施策を推進しております。

### ●内部監査部 .....

当社は、独立性を担保すべく、内部監査部は取締役社長に内部監査報告を行うとともに、監査等委員会に対して適切に直接報告を行う、デュアルレポート体制を採用しております。またその独立性を一層強化すべく、総務執行役員を取締役社長としております。

さらに監査等委員会の事務局として監査等委員会の業務を支援し、監査品質の維持・向上を図っております。

## ▶ リスクマネジメント

### ● 基本的な考え方

当社グループに損害を与える違法行為、品質不良、天災、感染症、情報漏洩その他のリスクについて、損害を最小化するために当社グループとしてのリスク管理体制を整備しております。

また、企業価値を維持、増大し、企業の社会的責任を果たし、当社グループの持続的発展を図るため、全役職員がリスク認識を向上させ、全員参加によりリスクマネジメントを推進する取り組みを行っております。

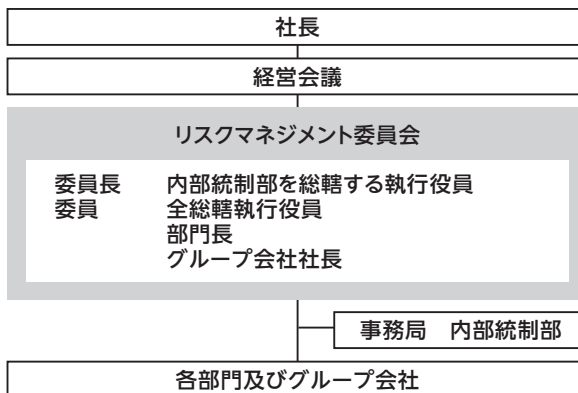
### ● リスクマネジメント委員会

当社グループは、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設置しております。

同委員会を定期的に開催し、当社グループ全体として、リスク認識を深めた上で、リスク軽減策を策定し、対応状況の進捗確認を実施するとともに、「危機管理規程」に基づき損害を最小化する取り組みを行っております。

委員会での討議内容は、取締役会及び経営会議に付議・報告しております。

### ■ リスクマネジメントの体制図



### ● 情報セキュリティ

当社グループは、会社情報を機密として管理するとともに、情報セキュリティを確保することは、事業活動の基本であり、社会的責務であると認識しております。

「情報セキュリティの方針」を策定し、本方針には、情報の適切な入手・利用・開示・管理・保護の取り組みやセキュリティ対策を明記し、不正競争防止法、インサイダー取引規制等の関連法規の遵守も定めております。

また、全役職員を対象とし情報セキュリティ意識の向上を目的とした教育を実施しております。

## ▶ コンプライアンス

### ● 基本的な考え方 .....

当社グループは、コンプライアンスについて、「法令遵守」という基本的な意味を十分認識・徹底するとともに、自らに対する社会的要請に従った行動を確保するという意味も踏まえて、企業活動を進めております。コンプライアンスに真剣に取り組み、公平・公正な事業活動を行った結果、当社グループの正当な利益に反する行為又は会社の信用、名誉を毀損する行為により解任・解雇された役職員はおらず、罰金等を支払っておりません。

また、各国、各地域において適正な納税の義務を果たすことにより、社会的な要求・期待に応えてまいります。

### ● 推進体制 .....

当社グループは、「内部統制基本方針」に則り各種規程類を定め、内部統制部を中心として、コンプライアンスに組織的かつ横断的に取り組んでおります。

また、コンプライアンスの状況を内部監査部が監査し、必要がある場合、改善提言を行っております。

これらの活動に加え、当社グループの業務により身近な内容の「保土谷化学グループ コンプライアンスハンドブック」を作成し、全役職員に配付を行い、各人のコンプライアンス意識を高めるよう努めております。

### ● 「企業行動指針」・「コンプライアンス行動方針」 .....

当社グループは、「企業行動指針」「コンプライアンス行動方針」をはじめとするコンプライアンス体制に関わる方針・規程類を定め、当社グループの全役職員は、これらの規程を遵守し、法令・定款及び社会規範に則って行動します。

「企業行動指針」は、当社グループが行うあらゆる企業活動において、会社、全役職員が遵守すべき指針を定めたものです。

「コンプライアンス行動方針」は、当社グループの全役職員が、当社グループのもつ社会的責任を深く自覚し、あらゆる企業活動の場面において関連法令及び社内規程の遵守を徹底し、社会規範に適合した行動をとることが当社グループの健全な発展のために不可欠であるとの認識の下に、業務遂行において遵守すべき事項を定めた「企業行動指針」を、さらに分かりやすく明確にしたものです。

### ● 税務コンプライアンス .....

当社グループは、「企業行動指針」「コンプライアンス行動方針」に基づき、各国、各地域において適正な納税の義務を果たすことにより、社会的な要求・期待に応えてまいります。

そのため、各種税制に適切に対応するための体制を確保すること、税務当局への適時適切な税務情報の提出に協力すること、所得の他国移転やタックスヘイブンの利用といった恣意的な租税回避策を採らないこと等、税務コンプライアンスの維持・向上に取り組んでおります。

●内部通報制度 .....

当社グループは、「内部通報規程」に基づき、法令違反、企業倫理違反等の早期発見・未然防止を目的として、内部統制部長と社外弁護士を窓口とする内部通報制度を整えております。

この制度においては、通報に基づく調査にあたり、通報者のプライバシーや秘密保持に対し最大限の配慮がなされ、誠実に通報を行った通報者が、通報を行ったことを理由として、解雇、配転、差別等の不利益を受けることのないよう、「内部通報規程」に通報者の保護を明記し、最大限の注意が払われております。

また、内部通報の状況等は監査等委員会に報告されております。

●コンプライアンス教育 .....

当社グループは、コンプライアンスを徹底するために、コンプライアンス意識の醸成・向上の観点から、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修（年5回）、役員研修（年1回）、グループ会社役員研修（年1回）及びe-ラーニングを利用した個別教育を、継続的に実施しております。

さらに、当社グループの管理職（管理職一歩手前の職員を含む）に「ビジネス・コンプライアンス検定試験（初級）」の受験を義務づけ、コンプライアンス知識の習得・向上に取り組んでおります。

管理職資格保有比率99.6%（2026年3月末現在）。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）に関して、会社法及び金融商品取引法に基づき、取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

### （1）取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業行動指針」、「コンプライアンス行動方針」をはじめとするコンプライアンス体制に関わる規程を定め、取締役、執行役員及び従業員（以下、「取締役等」という。）は、これらの規程を遵守し、法令、定款及び社会規範に則って行動します。

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、2015年6月に「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役の活用等により取締役会の監督機能を強化しています。

監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査等を行います。

また、取締役は、取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督します。

内部統制部は、「会社法」及び「金融商品取引法」上の内部統制システム構築を推進するとともに、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社グループの取締役等に対する教育を行います。

また、同部は、法令上疑義のある行為等について、取締役等が直接情報提供を行う手段として「内部通報規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営します。

### （2）取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、「情報管理規程」等に従い、取締役の職務執行に関する情報を記録し、保存します。

取締役は、「情報管理規程」等により、常時、これらの情報を閲覧できます。

### （3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループに損害を与える違法行為、品質、天災その他のリスクについて、「リスクマネジメント委員会規程」に基づきリスク管理を行うとともに、「危機管理規程」に基づき損害を最小化します。

#### **(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われるようにします。

執行役員は、取締役会が決議した中期経営計画を達成するため、会社の権限分配及び意思決定ルールに基づいて、効率的な達成の方法を定め、月次の損益に関する会議等において定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ、改善を促します。

#### **(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社グループは、グループ一体運営の確保によりグループ全体での企業価値向上を図ることを目的とする「関係会社管理規程」及び「規程管理規程」に基づき、定期的にグループ会議を開催し、グループ経営を円滑に遂行します。

当社グループにおける損失の危険の管理及びコンプライアンスについては、経営企画部及び内部統制部において管理運営する体制を採ります。

#### **(6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性に関する事項**

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の補助に関する規程」を制定し、適切に運用します。

- ①監査等委員会に置かれた事務局は、監査等委員会からの協力要請に従い、その職務を補助します。
- ②内部監査部及び内部統制部は、その実施する監査に関する年度計画について、事前に監査等委員会に説明し、監査等委員会から、その修正等を求められた場合は、対応します。
- ③内部監査部及び内部統制部は、監査の実施状況について、監査等委員会に適宜報告を行い、監査等委員会が必要があると認める場合は、追加実施等を行います。

#### **(7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の補助に関する規程」を制定し、適切に運用します。

監査等委員会の事務局に所属する部門長の採用・異動については、あらかじめ監査等委員会の同意を要します。

## **(8) 当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く。）が監査等委員会に報告をするための体制並びに監査等委員会へ情報提供をした取締役等（監査等委員である取締役を除く。）に不利益な取扱いをしないようにするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の補助に関する規程」を制定し、適切に運用します。

- ①当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに応じます。
- ②当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループの業務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、その内容について直ちに監査等委員会に報告します。
- ③当社グループは、監査等委員会に対して報告をした取締役等について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

## **(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の補助に関する規程」を制定し、適切に運用します。

当社は、監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について当社に対し請求を行った場合、当該請求に関する費用又は、債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができません。

## **(10) I Tの活用**

当社グループは、内部統制を達成するため、ERPシステム導入により、ITセキュリティの確保、ファイル管理の明確化（証跡管理）等を行います。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

### **(1) 法令等遵守に関する取り組み**

法令及び社内規程類の遵守を目的として、役職員に向けた、コンプライアンス研修を実施しています。法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、当社内部統制部長及び外部弁護士を通報先とする内部通報窓口を設置し、コンプライアンス研修等を通じて、役職員へ周知しています。

### **(2) リスク管理に関する取り組み**

リスクマネジメント委員会を定期的開催し、当社グループとして、リスク認識を深めた上で、リスク軽減策を策定し、対応状況の進捗確認を実施しています。情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた社内規程類を整備し、コンプライアンス研修等を通じて啓発活動を実施しています。

### **(3) 業務の効率性向上に関する取り組み**

当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を取締役社長に委任し、迅速な経営判断、業務執行を実施しています。

その一方で、取締役会において、業務執行の状況を定期的に報告し、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について、議論しています。

### **(4) 監査等委員会に関する取り組み**

監査等委員は、取締役会等の重要な会議の出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を実施しています。

監査等委員会は、内部監査部及び内部統制部が行った監査に関する報告を受ける他、当社グループとして、効果的な監査を実施できるよう、内部監査部及び内部統制部との緊密なコミュニケーションを図っています。

### 【ご参考】

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況については、次のとおりであります。

#### （１）反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、「企業行動指針」において、法令、社内規程、及び社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い、ステークホルダー（利害関係者）と公正・公明な関係を維持し、公正な取引を行うことを掲げています。

その上で、社会規範に適合した行動をとることが、当社の健全な発展のために不可欠との認識で「コンプライアンス行動方針」を策定し、反社会的勢力・団体に対して断固たる行動をとることとし、一切の関係を遮断することを掲げています。

#### （２）反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断する目的で「反社会的勢力対応要領」を策定し、担当部門を総務部に一元化しています。

また、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との連携を密にして情報交換を行い、各事業所及びグループ会社へ情報を周知することにより、体制の整備を図っています。

## 7 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2014年6月26日開催の当社第156期定時株主総会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）を導入しました。

当社第159期、第162期及び第165期定時株主総会において、継続いたしました。また、2026年6月24日開催の第168期定時株主総会において、再度上程する予定です。

### （1）会社の支配に関する基本方針

当社グループの特長は、機能性色素・機能性樹脂・基礎化学品・アグロサイエンス・物流関連等の各分野で、それぞれのグループ会社が、高いスペシャリティを持っていることです。

その中で、当社のグループ会社は、それぞれの研究開発・生産・販売部門が三位一体となり、お客様の多種多様なご要望に対応して、独自の技術力やネットワークを活かしながら、常に、高品質の製品やサービスを提供しております。

そして、そのことが、当社グループ全体としての高い評価につながり、お客様との強い信頼関係を築いております。

こうしたグループパワーを、さらに高めるために、今後も、コスト競争力・収益力・リスク抵抗力に対し優位性を持った、当社グループを構築してまいります。

成長事業・育成事業では、経営資源を傾斜配分し、事業の一層の強化・拡大を図ってまいります。

また、有機合成を核とする得意技術とノウハウを、一層、応用展開していくことで、グループ全体の高機能・高付加価値化を進め、お客様に、よりご満足いただける製品・サービスの提供を、実現してまいります。

このように、各事業分野の専門技術に特化したグループ会社での、シナジー効果の発揮に加え、得意技術・ノウハウの応用展開により、高機能・高付加価値創出型の企業グループを目指すことが、当社並びに株主の皆様との共同の利益、及び当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業理念及び企業価値の源泉を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させることを目指すものでなければならないと考えております。

## (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、第165期定時株主総会で、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）の継続の件につき、株主の皆様からご承認をいただきました。

本対応策の特徴は、以下のとおりです。

1. 経営陣による濫用的な対抗措置の発動等を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員によって構成される独立委員会が、取締役会に対し、対抗措置の発動に関する勧告を行うものとし、取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重します。
2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められるときには、取締役会は、独立委員会に対して諮問し、独立委員会から、対抗措置の発動の是非について、株主総会に諮るよう勧告されたときには、取締役会は、必ず、株主総会を招集し、対抗措置の発動につき、株主総会に付議します。
3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと取締役会が判断する場合は、取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて独立委員会に諮問し、大規模買付ルールが遵守されておらず、対抗措置を発動すべきであると独立委員会が勧告する場合には、取締役会は、必ず、株主総会を招集し、対抗措置の発動につき、株主総会に付議します。
4. 経営陣による濫用的な対抗措置の発動等を防止するため、「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合」を、「いわゆる高裁4類型」及び「強圧的二段階買収」に限定します。
5. 基本方針に照らして不適切な者に該当しない株主の皆様が、対抗措置の発動によって法的権利及び経済的利益が損なわれることはありません。

### **(3) 上記(2)の取り組みに対する取締役会の判断及びその理由**

本対応策は、株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として導入するものであり、当社の株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、株主の皆様が、必要かつ十分な情報及び一定の検討期間を確保することによって、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かをご判断できる仕組みとなっております。

本対応策の有効期間は、2026年6月に開催予定の当社第168期定時株主総会の終結時までとしており、その後も継続する場合は、定時株主総会において株主の皆様はその可否を判断していただくことになっております。

さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会又は株主総会において選任された取締役ににより構成される取締役会において、本対応策を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本対応策は変更又は廃止されることから、株主の皆様の意思が反映される内容となっております。

対抗措置の発動等に際しては、取締役会は、独立委員会に諮問します。

独立委員会は、必要に応じて、専門家等の助言を得た上で取締役会に対して勧告を行い、取締役会は、かかる独立委員会の勧告について最大限尊重します。

これにより取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

また、大規模買付ルールを遵守して行われる大規模買付行為に対して対抗措置を発動する場合は、必ず株主総会を招集し、付議しますので取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

以上のことから、上記(2)の取り組みは、(1)の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

※本対応策は2026年6月24日開催予定の定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期限が満了することから、2026年5月15日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策を一部変更した上で、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本定時株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第1号議案をご覧ください。

## 連結株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	11,196	7,933	23,167	△1,560	40,737
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△773		△773
親会社株主に帰属する当期純利益			3,054		3,054
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				23	23
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		263			263
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	263	2,281	21	2,566
当連結会計年度末残高	11,196	8,197	25,449	△1,539	43,303

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,932	2,748	1,182	7,863	9,929	58,530
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△773
親会社株主に帰属する当期純利益						3,054
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						23
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						263
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	1,028	—	385	1,413	1,103	2,517
当連結会計年度変動額合計	1,028	—	385	1,413	1,103	5,083
当連結会計年度末残高	4,960	2,748	1,568	9,277	11,032	63,613

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	11社
主要な連結子会社の名称	SFC CO., LTD. 保土谷アグロテック株式会社

##### (2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったREXCEL CO.,LTD.は、連結子会社であるSFC CO.,LTD.を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

##### (3) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	保土谷テクノサービス株式会社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数	—
会社の名称	—

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称	保土谷テクノサービス株式会社
持分法を適用していない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち保土谷（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等	決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
以外のもの	(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法によっております。

###### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

###### ③棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法(一部の連結子会社は移動平均法又は個別法)による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び一部の連結子会社は定額法、他の連結子会社は定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法)によっております。

###### ②無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

また、のれんは、5年間で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、一時償却しております。

###### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ②賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準による当期負担額を計上しております。

###### ③完成工事補償引当金

一部の連結子会社は、完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、将来の補償見込額を計上しております。

###### ④補修工事関連引当金

一部の連結子会社は、取扱製品に関わる施工工事についての補修及び付帯費用に備えるため、発生実績等に基づいて算定した将来の補修費用等の見込額を計上しております。

###### ⑤株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

###### ⑥役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金の会計処理方法については、当該制度に基づく期間における要拠出額をもって、費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた、簡便法を適用しております。

### (2) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

### (3) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

為替予約取引については、基本的に外貨建取引の成約高の範囲内で行い、金利スワップ取引については、基本的に金利変動リスクをヘッジする目的として行い、投機的な取引は行わない方針であります。

また、ヘッジの有効性の判定については、ヘッジ手段とヘッジ対象の経過期間に係るキャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法を採用しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ①製品及び商品の販売

機能性色素セグメント、機能性樹脂セグメント、基礎化学品セグメント、アグロサイエンスセグメントでは、製品の製造・販売並びに商品の販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

#### ②工事契約

機能性樹脂セグメントの連結子会社においては、顧客との工事契約を締結しております。一時時点で履行義務が充足する取引については、当該時点にて収益を認識しております。一方、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事請負の収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

#### ③物流関連

物流関連セグメントの連結子会社においては、倉庫業、貨物利用運送事業等を主な事業として行っております。これらについては、役務提供が完了した時点で保管・輸送等の収益を認識しております。

なお、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するものと交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	2,023

#### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産を計上しております。

ただし、繰延税金資産の回収可能性に不確実性がある場合は、評価性引当額の計上を行い、将来実現する可能性が高いと考えられる金額を繰延税金資産として計上しております。課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。

##### ②算出に用いた主要な仮定

当社グループは、課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定については、主に将来の市場動向、主要原材料価格の動向等をもとに判断しております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りによるところが大きく、主要な仮定である将来の市場動向や主要原材料価格の動向の予測は見積りの不確実性が高く、将来の課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

## 固定資産の減損

### (1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	32,387
無形固定資産	811
減損損失	—

### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

当社グループは、固定資産について、原則として事業区分を基礎とした資産グループごとに減損の兆候を判定しております。減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づき算定しております。

当社の機能性樹脂セグメント及びアグロサイエンスセグメントの資産グループについて、継続的に営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断しましたが、当該資産グループの正味売却価額が帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していません。

#### ②主要な仮定

正味売却価額は専門家による不動産鑑定評価額等に基づいており、不動産鑑定評価における主要な仮定は、取引事例に基づく比準価格です。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損の判断に用いた主要な仮定は合理的と認識しております。

しかし、市場環境の変化等により不動産鑑定評価額等が低下した場合等、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、固定資産の減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## (追加情報)

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

業績連動型株式報酬 (BBT)

当社は、2023年6月27日開催の第165回定時株主総会決議に基づき、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。)及び執行役員(以下「取締役等」といいます。)に対する新たな中長期業績連動報酬として「業績連動型株式報酬制度(BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

### ①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

### ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末369百万円、223,506株、当連結会計年度末348百万円、210,706株であります。

なお、当社は、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度末については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

### ①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は従業員に対し、毎年利益に関して一定の条件を満たした場合の利益水準に応じてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。

従業員に対し給付する株式は、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

### ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末264百万円、160,000株、当連結会計年度末262百万円、158,900株であります。

なお、当社は、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度末については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 43百万円

(2) 担保に係る債務

仕入債務 13百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 54,015百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金に対し、保証を行っております。

共同過酸化水素株式会社 200百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号及び平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金(2,748百万円)を純資産の部に、再評価に係る繰延税金負債(1,264百万円)を固定負債の部にそれぞれ計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成11年3月31日公布政令第125号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日及び2001年12月31日

2000年3月31日に再評価を行った土地の、期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、△2,602百万円であり、2001年12月31日に再評価を行った土地の、期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、△125百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	8,413,726株	8,413,726株	一株	16,827,452株

(注)普通株式の発行済株式総数の増加8,413,726株は、2025年4月1日付で実施した株式分割（1株につき2株の割合）によるものです。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	467,091株	468,145株	13,900株	921,336株

(注) 1. 当連結会計年度末における普通株式の自己株式数には、「業績連動型株式報酬 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式369,606株を含めております。

2. 変動事由の概要

増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	467,091株
単元未満株式買取による増加	1,054株

減少の内訳は、次のとおりであります。

業績連動型株式報酬 (BBT) 制度に伴う譲り渡しによる減少	12,800株
株式給付信託 (J-ESOP) 制度に伴う譲り渡しによる減少	1,100株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

①決議	2025年5月15日取締役会
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	366百万円
1株当たり配当額	45.00円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

(注) 1. 配当金の総額には、業績連動型株式報酬 (BBT) 及び株式給付信託制度 (J-ESOP) に基づき、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

2. 当社は2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は株式分割前の株式数を基準としております。

②決議	2025年11月11日取締役会
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	406百万円
1株当たり配当額	25.00円
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年12月12日

(注) 配当金の総額には、業績連動型株式報酬 (BBT) 及び株式給付信託制度 (J-ESOP) に基づき、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決定日	2026年5月15日
株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	406百万円
1株当たり配当額	25.00円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月25日

(注) 配当金の総額には、業績連動型株式報酬 (BBT) 及び株式給付信託制度 (J-ESOP) に基づき、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主として金融機関借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、定期的に顧客の状況を調査し、与信管理を行っております。

また、外貨建ての売掛金及び買掛金に係る為替の変動リスクは、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主として株式で、これに係る市場価格の変動リスクは、上場株式について四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の用途は、運転資金及び設備投資資金であります。

なお、デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従い、投機的な取引は行わないこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時 価 (※1)	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券(※2)	11,245	11,245	—
(2) 長期借入金	(5,087)	(4,951)	(136)
(3) デリバティブ取引	—	—	—

(※1)負債に計上されているものは( )で示しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	662

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,245	—	—	11,245
資産 計	11,245	—	—	11,245

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
外国国債	—	0	—	0
資産 計	—	0	—	0
長期借入金	—	4,951	—	4,951
負債 計	—	4,951	—	4,951

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券 その他有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、外国国債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	機能性色素	機能性樹脂	基礎化学品	アグロサイエンス	物流関連	計		
日本	1,980	5,079	7,258	5,108	1,756	21,184	141	21,325
韓国	17,303	18	—	—	—	17,322	—	17,322
中国	5,773	242	—	—	—	6,016	3	6,019
その他アジア	348	627	—	—	—	975	—	975
北アメリカ	517	544	—	—	19	1,081	—	1,081
ヨーロッパ	125	1,170	—	—	—	1,295	—	1,295
その他	—	20	—	—	—	20	—	20
顧客との契約から生じる収益	26,049	7,702	7,258	5,108	1,775	47,896	144	48,040
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	26,049	7,702	7,258	5,108	1,775	47,896	144	48,040

(注1) 各セグメントの主な製品

- (1)機能性色素・・・トナー用電荷制御剤、有機光導電体材料、有機EL材料、バイオ材料、各種染料等
- (2)機能性樹脂・・・ウレタン原料、接着剤、剥離剤、ウレタン系各種建築・土木用材料、防水・止水工事  
医薬・樹脂材料・電子材料用の各種中間体
- (3)基礎化学品・・・過酸化水素及び誘導品、その他工業用基礎原料
- (4)アグロサイエンス・・・除草剤、殺虫剤、酸素供給剤
- (5)物流関連・・・倉庫業、貨物運送取扱業、ISOタンクコンテナ保管事業

(注2) 「その他」は、報告セグメントに含まれない区分であり、研究受託業務等であります。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)5.その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間の充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,305円72銭
1株当たり当期純利益	192円07銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円－銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 当社は、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(注3) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

### (1株当たり当期純利益)

#### ①普通株式に係る当期純利益

(a) 親会社株主に帰属する当期純利益	3,054百万円
(b) 普通株主に帰属しない金額	－百万円
差引普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	3,054百万円

#### ②普通株式の期中平均株式数 15,902,153株

(注4) 業績連動型株式報酬(BBT)及び株式給付信託(J-ESOP)

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末369,606株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度374,144株)

# 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	11,196	7,093	2,494	9,588	1,900	14,043	15,944
当期変動額							
剰余金の配当						△773	△773
当期純利益						2,026	2,026
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,253	1,253
当期末残高	11,196	7,093	2,494	9,588	1,900	15,296	17,197

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,560	35,169	3,812	2,748	6,560	41,730
当期変動額						
剰余金の配当		△773				△773
当期純利益		2,026				2,026
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	23	23				23
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			1,002		1,002	1,002
当期変動額合計	21	1,274	1,002	-	1,002	2,276
当期末残高	△1,539	36,443	4,815	2,748	7,563	44,006

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

##### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準による当期負担額を計上しております。

##### (3) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### (4) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

為替予約取引については、基本的に外貨建取引の成約高の範囲内で行い、金利スワップ取引については、基本的に金利変動リスクをヘッジする目的として行い、投機的な取引は行わない方針であります。

また、ヘッジの有効性の判定については、ヘッジ手段とヘッジ対象の経過期間に係るキャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法を採用しております。

##### (3) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### 製品及び商品の販売

当社は、機能性色素セグメント、機能性樹脂セグメント、基礎化学品セグメント、アグロサイエンスセグメントの製品の製造・販売並びに商品の販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	—

(繰延税金負債と相殺前の金額 573万円)

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

6. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

### 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
有形固定資産	21,029
無形固定資産	749
減損損失	—

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

6. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

### (追加情報)

#### (取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

##### 業績連動型株式報酬 (BBT)

取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。)及び執行役員に対する新たな中長期業績連動報酬として自社の株式を交付する「業績連動型株式報酬制度 (BBT (=Board Benefit Trust))」については、連結計算書類「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

##### 株式給付信託 (J-ESOP)

従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」については、連結計算書類「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 42,230百万円

2. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入金に対し、保証を行っております。

共同過酸化水素株式会社 200百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 4,884百万円

長期金銭債権 2,300百万円

短期金銭債務 918百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号及び平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金(2,748百万円)を純資産の部に、再評価に係る繰延税金負債(1,264百万円)を固定負債の部にそれぞれ計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成11年3月31日公布政令第125号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日及び2001年12月31日

2000年3月31日に再評価を行った土地の、期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、△2,602百万円であり、2001年12月31日に再評価を行った土地の、期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、△125百万円であります。

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高		
営業取引による取引高	売上高	8,657百万円
	仕入高	1,680百万円
	その他の営業取引高	2,766百万円
営業取引以外の取引高		613百万円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 921,336株

- (注) 1. 当事業年度末における普通株式の自己株式数には、「業績連動型株式報酬 (BBT)」及び「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式369,606株を含めております。
2. 当社は2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は株式分割後の株式数を基準としております。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主要因別内訳

(1) 繰延税金資産	
投資有価証券	857百万円
合併による土地売却益修正損	409百万円
減損損失	68百万円
賞与引当金	130百万円
貸倒引当金	2百万円
棚卸資産評価損	183百万円
資産除去債務	19百万円
未払費用（賞与法定福利費）	22百万円
役員株式給付引当金	82百万円
株式給付引当金	31百万円
その他	171百万円
繰延税金資産小計	1,979百万円
評価性引当額	△1,405百万円
繰延税金資産合計	573百万円
(2) 繰延税金負債	
土地再評価差額金	1,264百万円
その他有価証券評価差額金	2,123百万円
その他	907百万円
繰延税金負債合計	4,294百万円

(注) 繰延税金資産の純額及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債－繰延税金負債	2,456百万円
固定負債－再評価に係る繰延税金負債	1,264百万円

**(リースにより使用する固定資産に関する注記)**

貸借対照表に計上した固定資産の他、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	桂産業(株)	東京都港区	30	化学品の仕入・販売	所有 直接 100.0	製品の販売 原材料の購入	製品の販売 (注1)	3,691	売掛金	669
子会社	保土谷建材(株)	東京都港区	250	土木・建築材料の 製造・販売	所有 直接 100.0	製品の販売 設備の貸付 資金の貸付	製品の販売 (注1)	1,442	売掛金	853
子会社	保土谷ロジスティックス(株)	東京都港区	350	倉庫業、貨物 運送取扱業	所有 直接 100.0	物流の委託 設備の貸付	設備の賃貸 (注3)	324	未収入金	0
子会社	保土谷アグロテック(株)	東京都港区	60	農薬の製造・販売	所有 直接 80.0	製品の販売 資金の貸付	資金の貸付 (注2)	1,000	短期貸付金	1,600
子会社	SFC CO.,LTD.	大韓民国 忠清北道	2,571 (百万円)	有機EL材料及び精密化学品の 製造・販売	所有 直接 53.0	製品の製造委託 及び研究受託 資金の貸付	資金の貸付 (注2) (注4)	2,928	長期貸付金	2,300
子会社	REXCEL CO.,LTD.	大韓民国 忠清北道	7,757 (百万円)	有機EL材料及び精密化学品の 製造・販売	所有 直接 30.4	資金の貸付	利息の受取 (注2) (注4)	10	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の販売については、市場の実勢価格、総原価を勘案して每期交渉の上、取引条件を決定しております。

(注2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 設備の賃貸については、実績諸費用に基づいて、每期交渉の上、賃貸料金額を決定しております。

(注4) 2025年7月1日付でSFC CO.,LTD. (吸収合併存続会社)とREXCEL CO.,LTD. (吸収合併消滅会社)が合併し、REXCEL CO.,LTD.に対する長期貸付金はSFC CO.,LTD.に承継されました。上記の取引金額は、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,766円66銭
1株当たり当期純利益	127円43銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円－銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 当社は、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(注3) (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)

(1株当たり当期純利益)

①普通株式に係る当期純利益

(a) 損益計算上の当期純利益 2,026百万円

(b) 普通株主に帰属しない金額 -百万円

差引普通株式に係る当期純利益 2,026百万円

②普通株式の期中平均株式数 15,902,153株

(注4) 業績連動型株式報酬 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP)

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末369,606株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度374,144株)

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

保土谷化学工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 垂 井 健  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 靖 裕  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、保土谷化学工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、保土谷化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

保土谷化学工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 垂 井 健  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 靖 裕  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保土谷化学工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第168期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

保土谷化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松 野 真 一 ⑩

監 査 等 委 員 坂 井 真 樹 ⑩

監 査 等 委 員 藤 野 し の ぶ ⑩

監 査 等 委 員 松 永 明 ⑩

(注) 監査等委員坂井真樹、藤野しのぶ及び松永明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上